

共産主義運動年誌

別冊論争第11号

2021年12月12日発行

発行：共産主義運動年誌編集委員会

連絡先：東京都新宿区西新宿 7-3-10 山京ビル 503-201 ウインドベルファクトリー

頒価 300 円

中途半端に宙づりにされた政治状況 流広志

先の総選挙の結果は中途半端なものに終わった。野党共闘にも関わらず立憲と共産の議席が減少したことである。しかし、小選挙区ではかなり勝っているし、接戦区増やしており、成果は見られるものの、比例での減少が大きかった。それに対して維新はほぼ3倍増になっており、大阪の小選挙区では立候補したところ全てで勝っている。それから、れいわ新選組が3議席を獲得した。自民党、立憲民主党のいずれもが議席を減らしており、岸田政権は信任されたのかどうか微妙だ。総選挙直前での菅の退陣と総裁選挙、そして、岸田が、「新しい資本主義」を打ち出すなど、野党との争点潰しに出たことが中途半端な結果をもたらしたのだろう。

こうして日本の政治状況は中途半端な状態で宙づりになったまま、北京オリンピックの外交ボイコットや台湾海峡危機やバイデン政権の価値観外交の矛先を向けられるなどする。しかし、米民主党やドイツの社民連立政権やスペイン社民労働党やらの下で力をつけていっている左派政治潮流はヘゲモニーを強めていくだろう。日本では来年の参議院選挙を経てこの中途半端な政治状況から、「新しい資本主義」か「資本主義の終わり」かの政治選択の分岐を明確になるのだろうか、そうすべきだ。

家の柱と土台を変える

新開純也

1) 病んだ社会の中のコロナ禍

コロナ禍の原因は、気候変動と同じように資本主義、とりわけ新自由主義の強欲である。

およそ100年前のスペイン風邪は、死者が当時の人口20億人中5000万人、一説には1億人ともいわれるが、第一次大戦という帝国主義戦争を介して拡大した。軍隊=兵士の三密と、植民地を含む補給による民間人と

が、第一次大戦という帝国主義戦争を介して拡大した。軍隊=兵士の三密と、植民地を含む補給による民間人との接触が原因である。

スペイン風邪が帝国主義の病であり惨禍とするならば、現在のコロナは新自由主義による病・惨禍だといえるだろう。なぜなら第一に資本、とりわけ多国籍大企業の乱開発による野生動物由来ウイルスと人間の接近を原因とし、第二にグローバルサプライチェーンによって一挙同時に世界へ拡散し、第三に保健所の半減や公的医療機関の減少など、新自由主義的民営化政策によって対応力が著しく弱体化していた。そして第四に、その惨禍はエッセンシャルワーカー等に重く降りかかり、新自由主義による格差を露呈すると同時に、更に拡大させたからである。

従ってコロナを克服するためには、単にワクチンや治療薬の開発だけでなく、病んでいる社会そのものの治療=変革が同時に必要だ。強欲な資本主義を根本から変革することなしには、現在のコロナが収まったとしても、数年周期の新たなウイルスの出現によるパンデミックが繰り返されるだろう。自公政権や“専門家”たちのコロナ対策はコロナが社会的病理でもあることの認識がないことによって対処療法の後手後手になり失敗せざるを得ないのだ。

安倍・菅自公政権のあまりにもお粗末で無能なコロナ対応は、コロナ発生前の保健所半減などの公的なものの破壊が前提にあり、そのうえでの新自由主義に毒された経済優先主義（例えばGOTO）があったがそれだけではない。安倍・菅政権の体質と深くかかわっている。

そもそもこの政権は、杉田・北村に代表される警察権力（それも公安警察）と経産省官僚が、官邸官僚として一貫して牛耳ってきた。杉田らは、安倍・菅の国家主義を受けて、秘密保護法・共謀罪・学術会議任命問題などの反動的政策を仕切っただけではなく、前川文科省事務次官失脚問題のように、公安警察のスパイ的手法で官僚たちの言動を統制してきた。

彼らはモリ・カケ・サクラでのでたらめな官僚答弁や

公文書の改竄を主導し、マスコミの去勢を推進するなど、総じて隠微な恐怖政治を行ってきた。

通産官僚は、かつての大蔵（現財務）官僚中心のパラマキ的＝ケインズの政策を否定し、経済特区やカジノ、電通や竹中のパソナへの業務委託などの癒着に見られるように、ひたすら新自由主義的民営化を推進してきた。このような体質の下では、各省庁からの情報や知恵は集まらず、連携もできず、その上国立感染症研究所や国公立医療機関、保健所を弱体化させたツケによって、公的な諸機関を中心とした諸民間組織の連携や動員ができないいわゆるグリップのきかない状態になり、安倍・菅と警察・経産省官僚である官邸官僚の裸踊りにならざるを得なくなった。その象徴がアベノマスクやGoToである。彼らの無能な行いの数々とコロナ対応の失敗は、約10年間に及ぶ政権体質の必然的帰結だったのである。そして菅は退陣に追い込まれた。

新たに登場した岸田は新自由主義の見直し、配分重視の経済政策など一見社主義的な言辭を弄し、令和の所得倍増などかつての宏池会源流の池田勇人ばりの御託を並べている。しかし、これがいかに時代錯誤であることは明らかである。池田時代の1960年代はまさに高度成長の時代でありその成長とともに賃金上昇があり、また保革を問わず福祉国家を目指し、一定の範囲でそれが可能な財政的ゆとりもあった。現在の日本はこの20年間以上500兆円前後のGDPで推移し、実質賃金に至っては低下し、一人当たりGDPでは今や28位（購買力平価ベース）である。このような時代に所得を上げ、配分を変えようとするならば、労働分配率を変え（内部留保を企業から吐き出させ）、税制を変え、法人税、資産への課税の強化、所得税の累進性の強化等、根本的な変革が必要である。岸田には、時代の変化への認識もなく、変革への覚悟もない。だから新所得倍増などありえようもないデタラメな空語を弄することができるのだ。またかつての池田は60年安保闘争の結果ではあるが改憲を封印し経済に特化した。だが岸田は安倍の意向も踏まえ改憲を掲げ、新内閣の布陣にも現れているように対中国包囲網を積極的に担い敵基地攻撃さえ容認しようとしている。ハト派等では全くない。

幹事長に汚職の甘利を政調に右翼の高市を起用し安倍への付度をする岸田に何が変えられるというのだろうか。少しばかりのケインズ流の真似事のあとに早晚行き詰るまるであろうが一刻も早く打倒しなければならない。

2) 大地殻変動とナショナリズムの台頭

世界は今、コロナや気候変動問題を抱えているだけでなく、歴史そのものの大きな転換期にある。現在の世界

情勢を規定している第一の要因は、資本主義の絶対的法則としての不均等発展と、それによる諸国間の力関係の変化とその結果であるナショナリズムの台頭である。

以下の表から2000年と2020年を比較して各国の経済力が驚くべき地殻変動を起こしていることが分かる。

	2000年	2020年
アメリカ	10,285	20,933
日本	4,888	5,049
中国	1,215	14,723
ドイツ	1,955	3,803
ロシア	278	1,474
韓国	562	1,631
インド	477	2,709

GDPで見れば、日本はこの20年間はほぼ500兆円前後で横ばいなのに対し、中国は日本の1/4から3倍に成長し、2030年までにはアメリカに追いつくだろうといわれている。またBRICs(新興5か国)やアジアの成長が著しい。パクス・アメリカーナ(アメリカ覇権による平和)の揺らぎと米中対立、ナショナリズムの台頭の根拠でもある。このような中でアメリカ帝国主義の戦略は大きく変化しつつある。

1991年のソビエトロシアの崩壊までは資本主義と「社会主義」国の対立、即ちアメリカを盟主としたNATOと日米安保の軍事同盟が、ワルシャワ条約機構と中国に対立していた。

社会主義の崩壊後、アメリカはNATO-日米安保を維持しつつも、IMFを通じたロシア(東欧)の資本主義化の推進や、中国改革開放路線による資本主義化と“民主化”に期待をした。

アメリカの軍事力は、体制間対立の崩壊の空白地に生じたイラン、シリア、タリバーンのアフガニスタンなどの“ならずもの”国家と、アラブ諸国のヒズボラやアルカイダ勢力などの“テロ”との戦いに向けられた。

特に2001年9・11と以降のアフガン介入、2003年のイラク戦争だ。だが、かつてのベトナム戦争と同じように消耗戦に引きずり込まれ、アメリカの衰退を速めた。こうした中、2008年のリーマンショックを境とする西の停滞は、アメリカの危機感を強めた。オバマ政権以降、アメリカは成長するアジア重視とその中で対中国戦略をせまられ、オバマを過渡としてトランプ、バイデン政権によって協調から対立へと移行した。

他方中国は、ロシアとともに2001年に上海条約機構(SCO)を結成した。当初はソビエトの崩壊で生じたユーラシア中央部の混乱、特にイスラム系過激派への警戒から安全保障機構の性格が強かった。しかしその後のロシアの復興と中国の成長、特に中国はリーマンショック後

いち早く回復し、世界全体の経済回復を牽引した。その延長上で、習近平体制のもと一帯一路の世界戦略を掲げ、「中華民族の偉大な復興」をうたい、「中国製造2025」で製造業強国をめざした（特にハイテク製品の国産化）。さらに防衛戦略として「新時代の中国国防・近海防衛から遠海防衛型へ」を掲げて大国主義路線を歩みつつある。

アメリカは、中国が“小康社会の実現”を掲げるだけでなく許容できるとしても、リーマンショック以降の台頭と、2030年までにはGDPでアメリカを上回る展望の中で、一帯一路という世界戦略を提起する以上は、パクスアメリカナへの挑戦として対決することとなる。

そしてまず、アメリカファーストを掲げてトランプが関税戦争を仕掛けた。バイデンは、対中ではトランプを継承しつつ、単にアメリカ第一ではなく、欧州、日本との同盟強化を軸とした世界戦略として中国への対決を打ち出した。

それは経済的市場争奪戦を上台とし、政治的・軍事的対決であり、イデオロギー的には新自由主義的資本主義か国家資本主義的資本主義か、どちらがスタンダード（標準）になるかの争いである。

我々はこのような大国主義やナショナリズムには組まない。世界の人々と連帯して、ナショナリズムの台頭と戦争の危機に立ち向かう。

日米安保体制も上記した国際関係の中でその位置と役割を変容させてきた。ソビエト崩壊までの体制間対立下の安保→「テロとの戦い」の中のイラク派兵に象徴される日米安保→今始まっている米・中対立下の安保。このような中で日本は、2015年に集団的自衛権容認に踏み切り、とりわけアメリカが遅れているとされる中距離ミサイル増強・配備をはじめ、対中国包囲網としての日米軍事同盟の強化、日・米軍事一体化を急速に進めつつある。バイデンのアメリカはより一層同盟国としての役割を要求する。

我々は世界の、とりわけアジアの人々と連帯し、日米軍事同盟の強化と闘う。

3) 新自由主義（資本主義）の行き詰まり

上記したような資本主義の不均等発展とともに、現情勢を規定しているもう一つの要素は、新自由主義の行き詰まりと矛盾の激化である。

戦後の復興・成長は1970年前半までに終焉した。それを打開するため、国内的には労働組合の弱体化（サッチャー、レーガン、中曽根）を突破口として、労働市場の規制緩和と非正規雇用の増大、労働分配率の低下＝搾取率UPをはかり、コモン＝社会的共通資本である公的

なものの民営化を推進した。

他方、外に向けては新たな市場、低賃金労働力を求めて海外進出がなされ、多国籍企業（化）の展開が本格化した。

“社会主義圏”では、ロシアは1970年代のブレジネフ時代に入ってそれまで3～4%の成長率であったのが1.2%へ、末期はマイナス成長になり計画・指令経済の破綻が進行した。

中国では文化大革命の終息後、改革開放路線への転換がなされた。またベトナム解放闘争の勝利は古典的帝国主義＝植民地主義の終焉であり、それは反面途上国の輸入代替政策から外国資本導入による成長への条件整備でもあった。

これらの要素が合流する地点として、1990年以降本格的な新自由主義の時代が到来した。

つまり資本主義は、非正規雇用と格差に見られる搾取率の強化と、“社会主義圏”と旧植民地圏だけでなく、国内の公的なものの民営化を重要な要素とする「外部」を市場化することで、蓄積の危機を一旦は乗り越え、“歴史の終わり”を謳歌したかに見えた。さらに現在は空間的外部だけでなく、時間的未來をも国債発行などで先食いすることで危機の“時間稼ぎ”（シュトレック「時間稼ぎの資本主義」）をしている。

このような多国籍企業の展開は、先進国での産業の空洞化であり、実体経済の多くは中国をはじめとする途上国に移行して、先進国、特にアメリカ経済は金融化と後のGAFに象徴される情報化が進行した。

実体経済へ向かわない過剰資本は儲け口（レント）を求めて金融市場や土地不動産へと向かい周期的にバブルを創り出しては破綻をして金融危機を生み出してきた。

その最大のものがリーマンショックである。それが表現したものは、先進資本主義国では実体経済は利潤率の低下によって成り立たず、そこで生じる過剰資本は土地や証券（株）に向かい、周期的なバブルを形成する以外にはないということ、従って周期的なバブルの破綻を繰り返さざるをえないということである。

リーマンショックから10年強を経て、現在の株高に象徴される資産バブルもおそらく終焉の時が近づきつつあるのだろう。

かつてケインズは金利生活者の退場を宣告し、実体経済を担うものの同盟をうたった。また、ホブソンやレーニンも、金利生活者に依拠する資本主義を寄生性、腐朽性として帝国主義を批判した。

資本主義は行き詰まり、黄昏時にあるといえる。次の社会が求められている。（以下、次号）

黄色いベスト、ギリシャ反乱とヨーロッパ資本主義（上）

旭 凡太郎

①ユーロの掲げる財政規律（財政赤字GDPの3%以内、政府債務GDPの60%以内）に対応して、フランスでは2018年燃料税引き上げが試みられ、これに反対する黄色いベストを身につけた人々数千人がフランス全土の円形交差点を封鎖し、凱旋門、シャンゼリゼの大通りに突入、11月24日のアクトⅡにおいてはフランス全土で10万人に及んだ。

またギリシャは2010年財政赤字が発覚し、トロイカ（IMF、欧州委員会、欧州中央銀行—ECB）から金融支援を受けるかわりに、厳しい緊縮政策を覚書の下に課せられた。それは「この市場の弾力化により、労働の非正規化が正式に容認され、賃金交渉システム、労働組合の財政構造、労働法の部門に及ぶ改革」（「ギリシャ危機と揺らぐ欧州民主主義」尾上修悟）とされる。フランスでは2019年予算で、エネルギー商品（ガソリン等）に対する国内消費税が引き上げられた。そこでは377億ユーロ税収増が見込まれた。（1ユーロ＝128・27円）それは「EUはフランスに対して2017年に財政赤字をGDPの3%以内にするように求めた（「黄色いベスト 底辺からの社会運動」）とあるように、EUはその結成時、加盟基準として財政赤字GDPの3%以内、累積債務GDPの60%以内、といったことを設定している。この基準はギリシャ危機を含めて、大きな矛盾、対立の原因となってきた。

<燃料税引き上げと黄色いベスト>

この燃料税値上げはフランスの庶民の生活に大きな打撃を与える。「より劣った中流階級の人々は「家をもつか家賃を低く抑えるために都心から離れざるをえない」「そこは交通の便が悪いことから、彼らは車に頼る以外にない」その際ディーゼル車が選ばれた。彼らの家計は月末に赤字になる。ディーゼル税の引き上げは、その赤字を一層膨らませてしまう。（「黄色いベスト」と底辺からの社会運動 尾上修悟 明石書店）以下同じ）「2018年に燃料税はフランス人全体の家計に2752ユーロの支出を加える。「この税金で全体の10%に相当する貧しい人々は、引き上げ以前の2・7倍のコスト高によって強い打撃を受ける。田舎や都市の周辺部の人々には都会の人々より4倍ものコスト増を強いられる」

しかし、この税負担40億ユーロの上昇は、「連帯富裕税」（1億9000万円を超える資産所有者に0・5～1・5%の税をかける）の廃止による減収にほぼ匹敵するの

であり、それゆえこの燃料税値上げ反対は「連帯富裕税の復活要求」と一体となって闘われた。

マクロン政権の燃料税引き上げは「彼らが基本的に財政緊縮政策を進めるなかで、燃料税引き上げによって財政赤字を埋め合わせようとしたことはもはや争う余地はない。

というよりこの財政緊縮政策のもとに燃料税引き上げは進められた。

一方EUがユーロを導入するためには収斂基準があり、物価上昇率の限度、財政赤字GDPの3%以内、債務残高GDPの60%以下、為替2年間独自切り下げを行わず、欧州通貨制度変動幅を尊重、金利、長期金利…低い3カ国の平均値を2%より上回らないこと、等の条件がある。

これはECがEUへと発展（マーストリヒト条約が定めた）した1993年が、ちょうど新自由主義の全盛期であることと対応して、その収斂基準として物価上昇率（安定加盟国の平均値を1・5%より上回らない）、財政赤字GDPの3%以内、政府債務GDPの60%以内、為替2年間独自切り下げを行わず、欧州通貨制度の変動幅を尊重、金利・長期金利…低い3ヶ国の平均値を2%より上回らない、等の条件がある。というように加盟諸国を緊縮方向へ統御する方向で枠づけている。

<ユーロの緊縮要求>

この緊縮要求はガソリン税値上げが広範なフランス大衆層の大衆運動を引き起こしたように、今後ユーロ諸国の階級闘争の契機となってゆく可能性を示している。

それは「フランスでは近年、短期労働契約の件数が増加している」ことと期を一にしている。「1か月未満の超短期期限付き雇用契約…は現在176万人を超える。この数は2000年のときの3倍に上る。これによって資本は二重の利益を得る。すなわち低賃金によるコストの削減、もう一つは失業保険料の低下である」（p120）またそれは解雇が容易に行われる。」日本では非正規労働は40%にまで達した。フランスでもそうならないという保障はない。

また黄色いベスト運動の参加者は賃金労働者に限らず、数多くの年金生活者が含まれていた。そこでは一般社会保障税の引き上げによって生活困難に陥る人々が多く現れたから、とされる。（この運動によって年金生活者の約半分は税率を8・3%から6・6%に引き下げられた。（「黄色いベスト」と底辺からの社会運動）

<ギリシャ人民の反乱>

こうした新自由主義的政策とユーロによる緊縮規制はギリシャにおいては全面化し、政権崩壊をももたらした。

2009年の政権交代を機に、それまでの隠されていたギリシャの財政赤字が公表され、2010年以降ギリシャはトロイカ（欧州連合、国際通貨基金、欧州中央銀行）より支援を受けたが、その資金返済という問題に直面して、ギリシャ政府は緊縮政策を余儀なくされた。それは、賃金や公共支出の削減、課税の増大、民営化、年金改革を含み、思ってもないほど厳しいものであった。

それは緊縮→リセッション→GDP下落→債務の対GDP比上昇→一層のの緊縮という悪循環が生じる。それによる労働コストの削減は、労働時間の短縮と共に非正規労働の増大によっても推進された。また週あたり労働時間は2009年39・5時間から2011年には39時間へと縮小した。他方では未払いの超過勤務が増大した。

また2009～2011年、パートタイムの労働者が増大した。（「ギリシャ危機と揺らぐ欧州民主主義」尾上悟明石書店）

この間ギリシャの労働コストは2008年から2014年にむけ、2008年を100として、鉱業99・7、製造業87・3、電気ガス76・7…と低下している。

ギリシャの被雇用者の総所得は2009年～2013年に15%以上下落した。また2010年以降の緊縮政策で求められた労働市場の改革も賃金低下を促す要因となった。ギリシャの企業、とりわけ小規模の企業はレイオフ（一時解雇）を進めた。また最低賃金にむけた賃金の引き下げに力を注いだ。労働法の改正によって賃金の低下が容認されたからである。

が、この緊縮、増税の下で、エネルギー価格も60%上昇し、国際競争力の低下を引き起こした。ギリシャは対外不均衡を是正することもつきつけられた。

経常収支も2003～7年平均の△23733（百万ユーロ）赤字から、2010～4年平均の△14970（百万ユーロ）（「ギリシャ危機と揺らぐ欧州民主主義」p47）と赤字が続いた。そこでは「ギリシャの経済崩壊をもたらす緊縮策を強要したトロイカの責任がとわれねばならない」（ギリシャのマケドニア大学元教授ネグレポンテイ）（「ギリシャ危機と揺らぐ欧州民主主義」）わけである。

この緊縮政策・リセッションの統制の下、ギリシャの失業率も20%を超え、とくに若者の失業率はつねに高く、2012年秋50%を上回るほどであった。（p57）2014年の失業者は2010年の倍（60・02百万人から134・23百万人）となった。（続く 以下次号）

神話と暴力の現在

茂木 康

今度の衆院選について、みなさんはどのようにお考えだろうか。投票日の1カ月前の9月15日、市民連合が提案した野党共通政策提言を、立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組が受け入れ、なんとか野党共闘の陣形を整えて、選挙戦に臨むことができた。6項目にわたる提言の内容もよくできていたと思う。

私はといえば、この頃から「何かがちがう」という違和感が次第に強くなっていった。「しよせん、選挙なんでもものは民衆の政治意識を測るバロメーターにすぎないんだよ」などとシニカルに構えるつもりはない。これまでも何度か、国政選挙の結果によって政治が大きく動いてきた。それは良くも悪くもということだが。

例えば2005年の郵政選挙である。このときは参院で郵政民営化法案が否決されたため、小泉純一郎が衆院を解散した。結果、「聖域なき構造改革」にたいする「抵抗勢力」（与党内を含む）の最後の粉砕を掲げた、小泉自民党が圧勝した。小泉改革はその絶頂を極めた。しかし2年後の参院選（07年）で安倍自民党は大敗を喫し、政局は一気に09年の政権交代へと突き進んでいった。05年選挙が都市住民を中心として、既得権益に対する不信任と構造改革路線への期待が最高潮に達していたことを示していたとすれば、07年の自民大敗は、5年半におよんだ小泉改革によって疲弊しきっていた地方の住民が一齐に反乱を起こした結果であった。05年と07年の鮮やかなコントラストは、国政選挙が曲がりなりにも民衆の政治意識を反映し、それが政治の流れを変えた好例と言えるだろう。

それではこの度の選挙はどうだっただろうか。投票率は55・93%で戦後3番目の低さだった。4割以上の有権者が棄権していたのでは、「バロメーター」としての役割すら果たしていない。総選挙における低投票率は、1996年の小選挙区制導入以降の一貫した傾向である。例外的にはね上がったが05年郵政選挙と09年政権交代選挙だった。数字がはっきり表しているように、選挙制度改革を目玉とした日本の政治改革は完全に失敗した。

失敗したのは選挙制度だけではない。議会制度そのものも著しく劣化した。今年2021年の衆議院の会期日数は12月2日現在で164日で、12月臨時国会の会期を加算しても、ここ20年間で最短である。加えて岸田内閣が発足からわずか10日で解散したというのも戦後最短記録だ。国会がまともに開かれないので、その対抗策として「野党合同ヒアリング」が開かれている。野党が合同で省庁幹部・担当者から聞き取りし、政策要求を

突き付けるといふものだ。2018年2月以降、頻繁に行われるようになった。2019年だけで142回開かれたという。国会軽視を続ける政権与党に対する有効な戦術だとは思ふ。しかし、政権与党が審議に応じず、仕方なく野党が官僚を別室に呼びつけて、聞き取りを行っているというのはどう見ても正常ではない。もはや国会を「言論の府」と呼ぶことはできないのではないか。まともに国会で議論をしないのならば、そもそも何のために選挙をやっているかさえおぼつかなくなってくる。

なにゆえにこのような事態に陥るハメになってしまったのか。そんなことに思い巡らせているとき、ヴァルター・ベンヤミンの「暴力批判論」のなかの一節が私の目に飛び込んできたのである。いわく、「ある法的制度の中に暴力が潜在していることの意識が失われれば、その制度はかえって没落してしまう。現在では議会がその一例だ。議会は、かつて自己を成立させた革命的な力を忘れてしまったので、周知のみじめな見せ物となっている」(*1)と。ベンヤミンがこの文章を書いたのは1921年で、ここで言及しているのはドイツ革命(1919年)敗北後のドイツ議会のことだ。だからこれをそのまま、今日の日本の国会に当てはめることはできない。ということ承知した上でも、今から100年前に書かれたとは思えないほど、この文章は生々しいのである。

暴力とは何か

それでは、ベンヤミンの言う「暴力」とはいかなるものなのか。彼が「暴力批判論」で描き出そうとしたのは「暴力と、法および正義の関係」である。あらゆる法秩序の根底的・基本的関係は目的と手段の関係である。暴力が見いだされるのは手段の領域である。それでは暴力の目的が「正義か、不正義か」を問えば暴力批判は済んでしまうのか、というところではない。正しい目的のために、手段として行使された暴力が、倫理的であると言えるのかどうかという問題がある。だから、目的を度外視して、手段そのものの圏内で暴力を区別しなければならない。

その場合の判断基準はその手段が「合法なのか、非合法なのか」というところに帰着する。適法な暴力と不法な暴力という区別である。当然、そのような区別を行うのは「法」である。こうして法は、あらゆる個人に対立して暴力を独占しようとする。そのときの法の利害は、「法の目的」を守ろうとする意図からではなく、「法そのもの」を守ろうとする意図から説明される。つまり「法」の手中にない暴力は、それが追求するかもしれない目的によってではなく、それが法の枠外に存在すること自体によって、いつでも法をおびやかす>(*2)のである。

さて、手段としての暴力は法を措定する機能と法を維持する機能をもっている。そのため階級闘争においては労働者にストライキ権を、戦争においては国家に交戦権を承認せざるを得ない。それによって「面と向かうのが恐ろしい暴力行為」(*3)を防止しているのである。スト権を認めなければ、労働者は機械を破壊し、工場に火を放つであろう。交戦権を認めなければ、交戦国間で講和を結ぶことができず、勝者による際限のない略奪がつづくだろう。

しかし、国家がストライキにおいて何よりも恐れているのは、たんなる放火や略奪ではない。それが何であるかを明らかにしたのが、ジョルジュ・ソレルであった。彼はストライキを、「政治的ゼネスト」と「プロレタリア・ゼネスト」の二者を区別し、対置して見せた。

「政治的ゼネスト」とは、「国家の力量が少しも失われぬように、権力が特権者の手から別の特権者の手に移るように、そして生産者大衆が別の主人のもとに置かれるように、デモンストレーションする」(*4)ものである。これにたいして「プロレタリア・ゼネスト」とは、「一切の社会政策、一切の改良を拒否し、「国家を廃止するという意志を表明することによって、権力奪取にともなう物質的利益になんの関心ももたない」(*5)というものだ。

ベンヤミンによれば、前者は「労働条件の外面的な修正を呼び起こすものにすぎず、したがって暴力である」。これにたいして、後者は「純粋な手段であり、非暴力的である」。なぜなら「プロレタリア・ゼネスト」では、資本家の譲歩や労働条件が改善されても、労働を再開しない。国家による強制がなくなる限りストを貫徹し続けるのである。政治的ゼネストは法措定的であるが、プロレタリア・ゼネストはあらゆる種類のプログラムやユートピアを否定する。「つまり法の措定をしりぞける」のである。それは「革命の誘因」というよりも「革命の貫徹」そのものなのである。

社会運動の「神話」

「目的のための手段としての暴力」(法措定的暴力)は、それを権利として法秩序の内部に取り込んでしまうことが可能だが、「純粋な手段としての暴力」は、法が予定している暴力を超え出でしまっているがゆえに(つまり、非暴力的であるがゆえに)、法によってそれを制御することはできないのである。

ベンヤミンはこれを「深い、倫理的で真に革命的な構想」と評価した。では、その革命的な構想はどのようにして生み出されたのか。ソレルは『暴力論』の序論で次のように述べている。

「この研究の間に、私は、ある一つのことを、すな

わち私にはあまりにも簡単に思えるので、そう大声で主張しなくてもいいと思われる、あることを確認した—それはすなわち、諸々の大社会運動に参加する人々は、彼らの将来の行動をば彼らの主張の勝利を確保する戦いという形象（イマージュ）の形で心に描いているということである。私はこれらの構図（コンストラクション）を神話（ミート）と呼ぶことを提議したが、これらの構図を知ることは歴史家にとっては、大きな重要性を意味するものである」（*6）

別のところでは「われわれは、こうして、言語が完全に明確に伝え得ない、あの社会主義の直観を獲得する—しかもわれわれは、瞬間的に知覚される全体において、これを獲得するのだ」（*7）

この文章だけでは抽象的でつかみどころがないが、私はかつて、まさにここでソレルが述べている通りのことを、ある人物から口から直接聞いたことがある。その人物とは、尼崎製鋼所の労組活動家・鈴木栄一氏である。彼は敗戦直後から尼鋼の鋼管工場で働き、そこで共産党員として職場闘争を組織していた。彼は1950年にレッドパージで職場を追放された。彼が職場を去って4年後の1954年4月、尼鋼の労働者1800人は、800人の指名解雇の撤回を求めてストライキに立ち上がった。77日間におよぶストライキ・工場占拠闘争は、当時人口30万人の尼崎市（兵庫県）全体を巻き込んだ大争議となった。この大争議に至るまでには、鋼管工場を中心にして画期的な職場闘争が取り組まれていた。そこでは現場労働者が職場を支配し、生産のコントロールまで行っていたのである。それを鈴木氏は「新しい状況」と表現した。当時26歳だった青年活動家が仲間たちと手探りで生み出していったものだった。

その鈴木氏に「労働運動にかける思いとは何か」をたずねると、「どうしても抽象的な話になってしましますが」と前置きをして、彼が尼鋼における夏期一時金闘争の話 시작했다。そのとき彼は、闘争のリーダーとして尼鋼の全労働者に昼休みのデモに参加するように呼びかけていた。予定した時間になると、続々と労働者たちがスクラムを組んで工場のグラウンドに出て来て、うずまきデモを始めた。普段はあまりデモに出ることがない本事務所の女性事務員たちもハチマキを締めてデモに参加していた。デモの熱気ともうもうと立ちこめる土埃で、現場はまさにカオスといった状況になった。これを見て狼狽した元組合長が鈴木氏のところにきて「この混乱を何とか収めてくれないか」と泣きついてきたが、彼は「こうなったら誰も止めることはできません」と言い残して、グラウンドに出た。そして激しく渦巻くデモを目の当た

りにした瞬間、「世界と自分が一体化した」のである。それまで、すべてから疎外されていた労働者が、一瞬にして世界を獲得したのである。「ジョン・リードが『世界をゆるがした10日間』で書いていますが、ペトログラードへの帰途で、トラックを運転していた労働者の叫びと同じものだと思います」と鈴木氏は話した。

それは1917年11月13日、ケレンスキーを追ってツァールスコエ・セローに向かったリードたちが、その夜、ペトログラードへトラックで帰路についた道中のエピソードである。道路には移動する無数の労働者や兵士たちがごった返していた。

「運転をしていた老労働者は、片手でハンドルをにぎり、他方の手で遠くきらめく首都を欣喜雀躍の態でずうっと一巡させた。『俺のものだ!』とかれは満面をかがやかせつつ叫んだ。『今じゃみんな俺のもんだ!俺のペトログラード!』」（*8）

鈴木氏は「これは、自分で大きな闘争を準備し、何びともそれを遮ることができない状況の中で、それを成功させた時に、誰もが経験することだと思います」と話した。私は、これこそソレルが「神話」とよんだものであり、「あの社会主義の直観を獲得する—しかもわれわれは、瞬間的に知覚される全体において、これを獲得する」という経験なのだと思う。なぜソレルが社会政策や、改良要求を徹底的に排斥するのかはここから明らかであろう。「ひとり重要なのは神話の全体である」（*9）これを個別の要求項目に分割したり、2次元の（紙に書かれた）社会政策やプログラムに変換したりすることは不可能なのである。

2015年の総括

さて、私が総選挙の過程で抱いた「違和感」である。それは野党共闘をめぐる議論にある。野党共闘は2015年の戦争法反対闘争の爆発によって誕生した。当時、安倍政権の立憲主義を否定せんばかりの暴走ぶりに対する怒りと危機感は日本中を覆いつくしていた。全国どこへ行っても抗議行動が取り組まれていた。そのとき常に掲げられていたのが、金子兜太氏が揮毫した「アベ政治を許さない」というポスターだった。現政権にたいする全面的な拒否を簡潔に表現したそれは、瞬く間に人々の間に広がっていった。こうして戦争法反対闘争は、2015年の原発再稼働反対運動を上回る空前の大闘争となった。それはまさに「神話」だった。野党共闘を誕生させたのは、まさにその革命的エネルギーであった。自民、公明、維新が本能的に恐れているのはこれである。執ように「共産党との共闘の見直し」を立憲にせまっている理由もここにある。

しかしそれも本質的なことからいえば、かなりのはずれな議論なのである。なぜなら、「神話」の革命的エネルギーのベクトルが、権力奪取にともなう物質的利益にたいしてなんの関心も持っていないからだ。つまりそれは端から、「権力奪取を目指す政党政治」の構図の中に収まるものではないのだ。

むしろそうした政党政治とのギャップの広がり、強い「違和感」の原因だろうと思うのである。市民連合の野党にたいする提案も、その内容がどれだけ優れたものであったとしても、戦争法反対闘争の内容的な豊かさを表現することは、まず不可能なのだ。それは誰もが感じているように、徹底したアンチを貫く運動や闘争が放つ、生き生きとした光彩と比較すると、どんなに立派な政策提言もみすぼらしく見えてしまう、という悩ましい問題である。

低い投票率が続いていることをどう見るべきか。それは単純に政治的無関心が広がっているという問題ではないだろう。社会的な運動が沈滞しているのかといえば、決してそうではない。大学入学共通テストの英語民間試験導入に反対する運動は、2020年春の導入を阻止し、今年夏に文科省は最終的に導入を断念した。また人管法改悪に反対する運動は、今年5月、国会での成立を断念させた。これまで数の暴力で押しとおしてきた「アベ政治」の強権的な手法が通用しなくなってきた。

2015年の運動は、戦争法の成立を許してしまったが、それは日本社会の中に確実に変化を生み出していると思う。世界に目を向ければ、気候変動、ジェンダー、レイシズムなどをめぐって若者たちが立ち上がっている。アジアでは、香港に始まり、タイ、ミャンマーなどで激動が続いている。こうした政治の動きに鈍感なのは、日本の政治家たちの方ではないのか。それでは見放されても仕方がないのである。

2015年を現時点で総括するとすれば、ソレルが示した「非暴力」（法を指定することを拒否する暴力）の可能性にもっと目を向けるべきではないかと思う。「アラブの春」や韓国ろうそく革命はまさに「神話」であり、非暴力の革命であったのだ。

来年2022年は、ソレル没後100年である。このアニバーサリー・イヤーにあたって、ソレルを再評価しようという動きは今のところ見当たらない。このままだと誰もやらない可能性が高いので、僭越ながらこの拙文を異形の哲人に捧げたい。

「神話」は常に爆発の刻を待っているのだ。

(了)

*1『ベンヤミン著作集 1 暴力批判論』（野村修訳、晶文社 1969年 p22)

*2 同、p13

*3 同、p24

*4 同、p25

*5 同、p26

*6 ソレル『暴力論（上）』（木下平治訳、岩波文庫 1965年 p48)

*7 同、p204

*8 ジョン・リード『世界をゆるがした十日間（下）』（原光男訳、岩波文庫 1957年 p68)

*9 ソレル前掲書 p202

労働者による最初の政権、パリコミューン150周年から分析する、2021年衆議院選挙結果

大杉仁一郎

1. 2021年衆議院選挙で労働者の声は反映できたのか？

今年2021年は世界史において労働者による最初の政権とされるフランスのパリコミューンの成立から150周年です。しかし「日本」社会では、そのことはあまり話題にされませんでした。パリコミューンは社会主義運動のお手本として扱われてきましたが、社会主義運動が低迷し、今日における無関心をもたらしました。

一方で2021年10月30日の衆議院選挙は自民党公明党政権の存続と日本維新の会という躍進という結果でしたが、この結果は労働者の権利が破壊される政治への流れに拍車をかけると思います。その理由の一つとして自民党公明党政権のもとで厚生労働省解雇金銭解決制度導入を準備しつつある点あげられます。2018年6月12日に厚生労働省内に設置された「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」はいわゆる「解雇の金銭解決制度」について議論の取りまとめの段階に至っています。制度化にあたっては、「解消金」の算定方法が客観的に定められ、その算定方法は法文上明らかになるものと思われます。そうすると、制度導入により、使用者側に裁判外でも「この労働者は、これくらい払えば、たとえ解雇が無効となったとしても会社から追い出すことができる」という悪しき相場感覚を持たせることになり、使用者にリストラ時に相場感があると誤解をさせ、無用なリストラを誘発すると指摘されています。(注1)

さらに今回躍進した日本維新の会は選挙公約で【解雇

ルールを明確化するとともに、解雇紛争の金銭解決を可能にするなど労働契約の終了に関する規制改革を行い、労働市場の流動化・活性化を促進します。】といった主張をかかげており、自民党公明党と歩調を合わせ、解雇金銭解決制度づくりが加速すると思われまます。さらに日本維新の会 政策提言 維新八策 2021 では、【「ジョブ型」雇用への転換促進のため、労働基準法を改正し、企業が労働時間ではなく仕事の成果で評価できることを可能に】との公約も掲げられており（注2）、これが実現すると、すでに成立済の高度プロフェッショナル制度、残業代なしの脱時間給制度がさらに拡充され長時間残業の歯止めが失われる可能性が大きいです。そもそも日本維新の会の前身組織である、大阪維新の会は大阪市で労働組合を敵視する政策を進めてきた歴史があります。

「日本」社会では非正規雇用が厚生労働省発表資料によると1984年15.3%から2020年37.2%に拡大しました。（注3）この間におこった大きな変化は労働者派遣法による派遣の解禁とともに自民党政権による労働組合敵視の政策があげられます。特に労働組合運動を引っ張ってきた国鉄労働組合に対して、1987年の国鉄の分割民営化に際して国鉄労働組合の労働組合員をJRから排除し、弾圧した結果、弱体化をもたらした、労働組合の全国組織「総評」の解体とそれを基盤とした社会党の弱体化につながりました。2018年以降、労働組合である関西生コンによる、賃上げのためのストライキや生コンの品質を保持し社会的信頼を確保するべく現場でコンプライアンス違反を指摘する活動を問題視し、逮捕が乱発されました。現在も自民党政権は労働組合敵視の政策を続けています。

こうした状況に対して、現在の「日本」の労働組合運動において最大の勢力である「連合」はいかなる対応をしているのでしょうか？ 今回の衆議院選挙において労働者の声を政治に反映させるべく積極的に動いたという印象がありません。「連合」が強く後押ししている政党である「国民民主党」は「日本維新の会」と連携し、憲法「改正」に力を入れようとしています。労働者にとって解雇を誘発する「解雇金銭解決制度」や長時間労働横行につながりかねない脱時間給制度を推進する「日本維新の会」の動きは危険なもので、労働組合運動に敵対するものと言えます。

「連合」は2021年衆議院選挙総括で「立憲民主党」敗北は「日本共産党」との連携が原因だと発表しました。さらに「連合」は「立憲民主党」には「国民民主党」との連携を強化するようと呼びかけています。「連合」は労働組合運動に敵対的な「日本維新の会」にすり寄る

「国民民主党」に引きずられ、「立憲民主党」も右旋回しなさいと言いたいのでしょうか？

本来労働者の権利を侵害するような解雇金銭解決制度などの危険な流れにブレーキをかけ、労働者の声を政治に反映させるべく社会的にアピールし、運動をリードすべき、「連合」は共産党たたきと「立憲民主党」の右旋回をそそのかすようなアピールをしているのが目立つばかりです。自民党勝利をもたらしたのは「連合」が間違った方向に政治を誘導するような動きをしていたのが原因なのかもしれません。「日本」社会が教訓とすべきなのは「連合」の間違った方針ではありません。150年前にパリコミュン政権のもとでフランスでは労働組合運動など現場の動きと連動し、政治家が貧困をなくし、公正な社会をつくらうとしていました。次にパリコミュン政権の現代的意義について論じたいと思います。

2. 現代の課題と直結するパリコミュン

現代「日本」において労働者が直面する問題点のいくつかはパリコミュンでも似たような問題に直面していたと思います。

①女性と男性平等賃金、女性の社会進出

「日本」社会では女性の非正規雇用の割合が大きく、女性と男性の賃金格差が大きいと指摘されています。2020年の女性の自殺者数は前年より935人（15・4%）増え、7026人でした。岸田政権が2021年11月2日閣議決定した21年版の自殺対策白書はコロナ禍の状況を分析し、特に働く女性らが追い詰められている実態が述べられています。コロナ禍で雇用環境が悪化し、非正規雇用で働く人の雇い止めやシフト減が起きましたが、非正規雇用が多い女性により深刻な影響が集中的にあらわれたと言えます。（注4）男性と女性の格差という点で見ると、今回の衆議院選挙で女性議員の割合が低下（公示前の10.1%から9.7%に後退）したことは国会での「ジェンダー平等」は事実上、後退したと指摘されています。

一方で1871年パリコミュンにおいては女性男性教師賃金平等が定められました。また女性の社会進出の事例としてパリコミュンのもとでマルグリットティネールが初の女性教育行政官（視学官）になりました。（注5）

②新しい働き方としての労働者自主管理（協同労働）

2020年12月国会で労働者協同組合法成立（労働者が民主的に経営に参加、主人公となる新しい働き方）が成立しました。コロナ禍で雇用喪失が進む時代の中で労働者協同組合は注目を集めようとしています。

150年前のパリコミュン政権は労働者自主管理（協同労働）を推進していました。例えば、経営者が放棄し

た工場を接収し、労働者協同組合が管理すると布告されました。(注6) さらに郵便配達業務で下級職員代表からなる自主的管理評議会を設立し地方との連絡にもある程度の効果をあげました(注7)

③政府による労働組合・労働者敵視の政策をやめさせる事

先に紹介した関西生コン以外にも、サンケン電気、ユニオン北九州など労働運動を弾圧する動きが続発しています。(注8)

こうした動きは今に始まったことではなく、150年前パリコミュン成立前にも見られる動きでした。パリコミュン成立前に労働組合運動は政府の圧力を受けていました。民主的な政府を求め活動していたパリ20区国防共和中央委員会という団体の声明では「巡査、いわゆる公安警察、パリ警備隊といった、中央集権的な旧警察の特殊集団をすべて解体すること」が要求されていました(注9) パリコミュン成立後には、民衆の要求を踏まえ、1871年4月19日にパリコミュン綱領(フランス人民に対する宣言)が発表されました。その中には「あらゆる種類のコミュン司法官および官吏についての有責性および常時監督・罷免権を備えた、選挙ないし選抜試験による選定(中略)都市防衛と、自己の司令官を選挙で選び、唯一都市のなかの治安維持に留意する国民衛兵との組織化」(注10)といった内容が含まれていました。いわば警察組織の民主化、従来の治安維持組織の解体再編成ともいうべきものです。最近の事例で見ると2020年にアメリカのブラックライブズマター運動では警察による黒人殺人事件を教訓として、ミネアポリス市議会が警察解体再編成を表明するといった動きも見られました。

こうしたパリコミュンの成果の背景には議会と労働運動・女性解放運動など草の根社会運動との連携プレーによる新社会建設という側面があげられます。パリコミュンで労働運動出身者が議員に選出され、政策立案に加わりました。「経営者が放棄した工場を接収し、労働者協同組合が管理する」という法令実施のため、労働調査・組織委員会という小委員会を設立され、労働組合の代表がこの小委員会に参加しました。(注11)「パリ防衛・負傷者看護女性同盟」は性差別を支配階級によって作り出され維持されたものとして告発し、パリコミュン政権に対して男女の平等賃金を提言しています。(注12) 教師賃金の男女平等実現の背景にはこうした運動がありました。この同盟はパリの各区に女性の生産協同組合を組織する計画をコミュンに提案しています。(注13)

現代の「日本」社会を見ると自民党政権はコロナ禍で限界が見え、民主的なパリコミュンと好対照を見せています。

立法府：日本では野党の国会開催要求を無視し、自民党が国会開会を拒否し、私物化

→パリコミュンでは、現場を知る労働者出身の議員が、労組など現場の声を吸い上げ、新しい施策を立案。

行政府：日本では虚偽データ続出。天下りで企業と官僚が癒着。

→パリコミュンではリコール権があり官僚も緊張感持ち活動。一般労働者と同様な報酬。

経済：日本では経営者のトップダウンと富の集中。

→パリコミュンでは労働者が自主管理(協同組合)

パリコミュンは労働運動などと連携していたからこそ、現場に根差した政策を実現しました。社会を変えるためには、大衆運動の声を活かす民主的な政治経済体制も、現場の声を届ける大衆運動も車の両輪ということだと思います。私はパリコミュンを150年前の古い出来事と片づけず、現代課題解決につながる教訓として学びたいと思います。

そうした歴史的視点で見ると今回の衆議院選挙の結果は非常に残念なものでした。そして労働組合に敵対する「日本維新の会」が勢力を伸ばすという状況の中で、「連合」会長は、野党共闘を批判する発言を繰り返しており、社会の右傾化を加速させるような動きが目立ちます。

しかし「連合」の内部においても執行部の路線に対する批判も出つつあります。全国ユニオン(連合加盟)の鈴木剛会長が委員長を務める東京管理職ユニオンが、11月21日の大会で確認した運動方針で、総選挙後の連合執行部の言動に苦言を呈しており、労働組合と敵対する日本維新の会との提携に流されるのではなく、新自由主義路線と決別するよう求めています。「日本維新の会」との提携を進める「国民民主党」の関係者が、「立憲民主党」支持の連合加盟産別に対し、提携を承諾するよう説得する意向を示していたと報じられています。こうした動きは「自律的な労働運動への政党による介入」だと東京管理職ユニオンは指摘しています。(注14)

私は広く労働組合が連携し、労働者の権利向上が政治的な焦点化するよう社会に発信していくべきだと考えます。その前提として労働組合の中における政治的学習が不足していると思います。先日、私が所属する労働組合の連絡組織の会議で、今回の衆議院選挙での「日本維新の会」躍進が解雇金銭解決制度など労働者の権利破壊につながる危険性を警鐘する資料を出して問題提起をしました。政治の流れがどのように自分たちの生活と権利に

いかなる影響を及ぼすのか？考える機会を失っていることが低投票など政治的無関心と無気力につながっています。150年前のパリコミュンンの歩みと比べると今日の「日本」では労働者の声は無視されがちです。しかし岸田首相が格差拡大の新自由主義の弊害を述べ、新しい資本主義という言葉を使うのは、これまでの自民党政治も行き詰まりを迎えつつあることを示しています。自分の職場の中からも政治的無関心からの脱却に取り組み、自民党政権は終わらせ、民主的な政治経済体制に転換を目指していきたいと思えます。

注1. 「解雇の金銭解決制度」導入に反対する声明(2021年10月21日 日本労働弁護団幹事長 水野英樹)を参照。
<https://roudou-bengodan.org/proposal/10603/>

注2. <https://daikakaku.o-ishin.jp/manifest/> <https://o-ishin.jp/policy/8saku2021.html>を参照

注3. <https://www.mhlw.go.jp/content/000830221.pdf>

注4. <https://www.asahi.com/articles/ASPC23CKYPC1UTFL00F.html>

注5. フェミニズムの歴史 ジャン ラボール著 新評論 1987年 P 207-213

注6. パリコミュンン資料文書集(フランスの内乱 カールマルクス著 岩波文庫 1952年) P 220 ~ 221

注7. パリ・コミュンン 桂 圭男著 岩波新書 1971年 P 156

注8. <http://www.labornetjp.org/news/2021/1621723940308Staff> や <http://www.labornetjp.org/news/2021/0630danatu>を参照

注9. 1871年 民衆の中のパリ・コミュンン ジャックルーゼリ著 ユニテ 1987年 P 35

注10. 1871年 民衆の中のパリ・コミュンン ジャックルーゼリ著 ユニテ 1987年 P 145。

注11. パリ・コミュンン ア・イ・モロク著 大月書店 1971年 P 31

注12. ジェンダーの西洋史 著者代表 井上洋子 法律文化社 1998年 P 15

注13. パリ・コミュンン 柴田三千雄著 中公新書 1973年 P 186

注14. 連合通信 11月25日配信の記事 野党共闘否定の言動に苦言/東京管理職ユニオン/「新自由主義との決別こそ」を参照。
<https://bit.ly/3r79Jsy>

「生態」「生産力」「再生産」 —— 齊藤幸平と荒岱介(大昔!)、ついでに廣松、ガブリエル——

白井 順

■ 1 ■

以前から細々とは継続してきた「年誌理論小委員会」名義の読書会、ということで良かったのかな、まあ「肩書き」はどうでもよいが、2020~2021年にかけて齊藤幸平『人新世の「資本論」』(集英社新書)を扱った読書会に参加していた。

以下は、そのときに作成した関連レジメなどから再編集したもの。

齊藤幸平はいわばエコロジーとマルクスとをつなげようとする試み。大昔の荒岱介とかは逆にエコロジーとマルクスとの切断を強調していた。私の、当時の荒岱介などの感覚にたいしての批判は、2002年『研究会報』17号に投稿済み。私はもともと深沢七郎センセの「人間滅亡教!」あたりでフツーにそだった世代。

齊藤の「生産力」そのほかのカテゴリー解釈の通俗性については、私も含む年寄りのマルクス・マニアにとってはものたりなかったとおもう。「生産力」であれ「労働」「生態」などなどであれ、カテゴリーじたいは通俗的(齊藤のニュアンスでの「リベラル」——ロシア革命関連本での池田嘉朗いうところの「公衆」にちかいのかな——)な用法そのまんま、とおもうんだけど。つまり、全体にカテゴリーの扱いの通俗性=ロジック自体は他愛ない、というのが私の齊藤評価。「公-私」観の平板さもそう。「概念」の、既存の価値秩序を大前提にしたままかたっている。その意味では(かれが批判対象としている)リベラリズム(齊藤の用法は別にして、わたしはここでは「保守-リベラル」ではなく「リベラリズム-ラジカリズム(「徹底的に、根底的に」)対比のニュアンスで使用してる)そのものではないか。

しかし・ただし、「仮想敵-あるいはマーケットの対象としての「リベラル」にたいして、いじる・アじる」ということなのだろうから、個々のカテゴリーの通俗性を批判してもあまりイミないだろう。な。「リベラル」相手のキヤッチコピー・挑発言語」としての有効性の問題なんだろうから、リベラル語を使って当然なんだろうなどはおもった。白井聡はやっぱし「インテリ語」だったしね。

『人新世の「資本論」』の前に扱った岩波新書『新実存主義』(ガブリエルほか)にもからんで、関連でおもいだしたことなど。大澤真幸『ナショナリズムの由来』では「多文化主義は、諸文化が平和裡に共存しうる平坦な均質空間が存在しうるということを・・・当然の前提にしている。」だが「この前提の-多文化主義者にとっての一信憑性はどこから来るのか?」として、たとえば「多文化主義のフランスへの適用」を批判するE・トッドあ

たりとはまた違った論理が展開されている。ヘーゲルによる、カントの「物自体」とは「漂白された現象が」「現象の領域の彼方に投射されたことで得られる幻影だ」とするカント批判の構図をつかい、「これと同じことが、多文化主義にも妥当する」のだと。つまり「多文化主義とは、言ってみれば、「ナショナリズムとしてのナショナリズム」である。多文化主義は、ただ、現に実現された国民的な均質空間を独断的に外部に拡張・投射したものに過ぎないのだ」（大澤真幸『ナショナリズムの由来』六六七頁）と。

このあたりは「単なる相対主義」とベタな虚構の「実体化」との相補的構造の総体への批判として読んだ。必要なのは実体などないというただの相対化ではなく、実体じしんのとらえなおしだ。

■ 2 ■

私じしんの「生産力」なり「生態」なりについての見方は。以下は2002年、「研究会報」17号に投稿した「『景観』と『四肢的存在構造』」（リビエッツや荒やらをあつかった、エコロジーねたの読書会でのレジメ&感想文）より抽出。

●「われわれの視線下にある他者性」としての景観（リビエッツ）。

（前略）次にとりあげた荒岱介『環境革命の世紀へ』7、8章も以上の立場から、つまり廣松「四肢的存在論」を基本的に認めたくて、荒の廣松解釈を読んでみた。結論からいえば、荒の廣松解釈では、①あとで引用するように、廣松固有の、というよりごくオーソドックスなマルクス物象化論の解釈であり、廣松「四肢的存在論」が「相対論」一般に切りつめられてしまう。②この理由として、マルクスと廣松の分断を図る意図がみえる。つまり廣松を（あ）独自のマルクス解釈と（い）①でくくられたような「相対論」一般とに切り分けたくて、（あ）で廣松とマルクスとの関係の恣意性をいい、（い）で「相対論」とマルクスとの断絶をいうことで、マルクスと廣松を断ち切ろうとしている。だがそれでは廣松「四肢的存在論」に不可欠の、マルクスから貰った「協働」の「歴史的存在論」の問題（この意味で、実は廣松とマルクスは切り離せない）が抜け落ちてしまう。③「生態学」との関係も同様で「生産力」「自然」「人間」など古典的理解のまま。④「法則性」も③と同じこと。という感想をもった。

●荒では、廣松の「四肢的存在論」が「相対論」一般に切りつめられている。

廣松では「現象的世界の四肢的存在構造」の「对象的二要因」と「主体的二重性」とは、荒がここでいう意味

での「人間主体」を「被媒介性において存立する」「世界」（廣松『世界の共同主観的存在構造』、136頁）の社会的、歴史的存在とすることで、マルクスの「協働」と結びつけられた「歴史的世界の協働的存立構造」となる。一方、荒の説明では「对象的二要因」と「主体的二重性」との相互規定性がなく、かつ「人間主体」サイドも「二肢的二重性」の説明を欠いた常識的なまま放置されるから、廣松「四肢的存在論」が、たとえば大月隆寛（『ナンシー関の死について、語ります』（『毎日新聞』、2002/06/19））のいう意味での「八〇年代出自の単なる価値相対主義思想」、それも「自己相対化」つまり「ツッコミ」を欠いたそれ、と変わらなくなってしまふ。

レジメの守備範囲（7&8章）外だが「マル経」ネタなのでついでに触れておけば、気になったのが第四章「マルクスではなくマルサスの言ってることも受けとめるべきだ」中の「『資本論』で言えば三巻にある生産費用プラス利潤」（荒、92頁）の部分。現行『資本論』第三巻のマルクス生産価格論なら「生産費用プラス平均利潤」で、そのミソなりキモなりは、ひとえに「平均利潤」の「平均」の部分にある。「生産費用プラス利潤」では、「主体」としての個別資本自身の自己との関係、前貸し資本分と超過分との関係だけが表されているにすぎない。これでは個別資本の「個別性」といっても総資本 - 代表単数でしかない。「平均」がについてはじめて個別資本相互の関係（第三巻なら「競争」）となり、だからこそ「利潤率の均等化」なのだ。これが「主体」を肥大化させ超越化させない媒介の論理、私的な個別資本たちの最大限利潤獲得のための「ツッコミ」＝「競争」なのである。「生産費用プラス利潤」では、「主体」の「自己相対化」を欠いた「単なる価値相対主義」が容易に「主体」を超越化させることの歯止めがないのだ（「自己充足的な主体とその内面の外化、対象化としての労働、実践、表現」という図式への批判、つまり関係、媒介、制度の重要さ、不可避性の側面は「吉本表現論から廣松物象化論へ」のフレーズでくくれるだろう）。

廣松によれば「認識の過程は、本源的に、共同主観的な物象化の過程であり、しかもこの共同主観性（Inter-subjektivität = 間主体性 = 共同主体性）が歴史的・社会的な協働において存立する以上、認識は共同主観的な对象的活動、歴史のプラクシスとして存立する。換言すれば、認識は決して単なる「意識内容」を与件とする「主観内部の出来事」なのではなく、物象化的構造をもつものとして、直接的に対象関与的である」（廣松『世界の共同主観的存在構造』、37頁）。たとえば犬に密着した社会生活を営む社会では犬に関する語彙がふえるとか、

「津軽には七つの雪が降る」（新沼謙治（と、当時は太宰治なんか知らなかったよ））とかいうのが「歴史的世界の協働的存立構造」だろう。つまり「人間」＝「現象（フェノメノン）の主体的二重性」と、「自然」＝「現象（フェノメノン）の对象的二要因」との相互規定性ということだ。廣松の（あ）独特のマルクス解釈と（い）丸山圭三郎やハイデッガーとも違う固有の「四肢的存在論」。このうち（あ）の廣松のマルクス解釈の強引さを批判しただけでは、（い）の廣松独自の理論の批判にはならない。荒のこのあいまいさの理由としては、二肢（「人間」＝「現象（フェノメノン）の主体的二重性」と二肢（「自然」＝「現象（フェノメノン）の对象的二要因」）との動的なインターフェイスとなる「協働」の不在をあげなければならぬだろう。

● 荒によるマルクスと廣松との分断の試み。

廣松とマルクスを切り離すことはどうか。「廣松の矛盾」といっても「マルクスと廣松は全く同じことを言っているんだと、果たしていえるのか」という問題」であり、廣松理論そのものへの批判ではない。廣松理論を「実は人間主体の側の判断以外ではない」（荒、159頁）のような「価値相対主義」と、確かに強引といえなくもない廣松「独特のマルクス解釈」とに二分しているようだ。しかしこれでは「協働」を媒介にした廣松関係論の独自性の問題が抜けてしまう。熊野純彦による『世界の共同主観的存在構造』の「解説」を借用するなら「廣松にあってはしかし、その概念は当初から、「自然に対する、かつ相互的な」活動としての労働（マルクス）、本源的に（ひろい意味での）協働としてある人間実践という原型とむすびついていた」（学術文庫版『世界の共同主観的存在構造』、405頁）のだから。廣松では「この現実の世界は、かの共同主観的・歴史的な「对象的活動」によって拓けるのであるから、認識論は、もはや「意識の命題」を単に放棄するという域をこえて、同時に存在論としての権利を保有しつつ、歴史的実践の構造を定礎する“歴史の哲学”の予備門として、その一契機となる」（廣松『世界の共同主観的存在構造』、37頁）。廣松からマルクス（歴史的協働性の問題）をとると、廣松の独自性は生きてこない。「生態史観」の評価の問題にもつながるが、「四肢的存在論」から「協働」が抜け落ちることで、「自然」や「生産力」も廣松的な对象的「二肢性」というより、「主体的二重性」との相互規定性を欠いた常識的理解のままにおかれる。

廣松独特のマルクス解釈の強引さへの批判や違和感がかまわないが、廣松自身の「四肢的存在論」の論理構造中のマルクスに由来する部分まで切り離そうとすると、

マルクス労働論に依拠した協働論を特徴とする廣松関係論、「四肢的存在論」が、「実は人間主体の側の判断以外ではない」（荒、159頁）という類の単なる「価値相対主義」に解消されてしまいかねない。廣松のマルクス解釈が仮に強引だったとしても、それを指摘するだけでは「四肢的存在論」がマルクス労働論に依拠した協働論を特徴とすることへの批判や、それを無視することの根拠にはならない。

①「フェノメナリスティックな場面から出発しつつも」

②「フェノメノンがイデアール・レアルな二肢的構造において存立することを指摘することによって、いわゆるフェノメナリズムの立場をしりぞけ、まずはむしろフェノメノロジーに近い発言を試み」

③「しかし、いわゆるイデアールな形象の自立的な対象性を否定することによってこの立場をもしりぞけ」

④「しかも、謂うところのイデアールな契機を共同主観的な「形式」として規定しなおしたのであった」（廣松『世界の共同主観的存在構造』、69頁）。

荒の7章でいわれているのは、一般に素朴「実念論」への反対・反発で、その限りではベイリーの「価値唯名論」と変わりなく、廣松独自の「四肢的存在論」ではない。上の②か、最大限③のさわりまでであり、④がまったくみえてこない。

● 「生態史観」評価。

「共産主義」にまつわる手垢の指摘はどうだろう。マルクス主義の「指差し機能」（今村仁司）が「後ろ指さされ」機能になってしまったというのは、いしいひさいちの四コマ目のオチ（『現代思想の遭難者たち』、45頁）だった。世間の評判なら「エチック」も「正義」（の「セーギ化」は昨年度扱った『共生の作法』の井上達夫の持ちネタ）も「善」も「愛」も「真理」も「公正」も負けず劣らず（目くそ鼻くそ）だ。対象が共産主義だろうがマルクス主義だろうがエチックだろうが正義だろうが、この世評の指摘だけでは批判にならないことに変わりない。だからここ8章では「自然」「生産力」「労働」などが、昔ながらの古典的な了解のまま放置されてしまうのだ。

「廣松が言うような意味とは全く逆に、エンゲルスを主著者とする『ドイツ・イデオロギー』における唯物史観的な視角とは、人間は環境と相互規定的な存在、しかもそれを作り変えることに価値があるのだという分析視角を特色とするのであって、自然改造計画のほうが導き出される構成なのです」（荒、183頁）。ここで荒は「人間は環境と相互規定的な存在」という『ドイツ・イデオロギー』- 廣松的な「人間生態系」（荒、187頁）観を「自然」の側から批判しようとしている。しかし「自然」の

側からといってもここでの「作り変えること」の常識的な了解（「自然改造計画」というような）は、いままでみたように廣松「四肢的存在論」とはもちろん、7章での荒自身の「客体」「客観」の説明（「客体の客観的な性質、実体化された客観的な性質とと思っているものが、実は主体の側の判断に過ぎない」（荒、157頁））と比べても齟齬をきたしている。いったい人間を離れた「客観的な」客体をどう考えているのか。「人間は環境と相互規定的な存在」の規定を表層（シャロー・エコロジー）の「自然」情緒から批判する試みは成功していない。あるいは生命体、有機物「中心主義」の批判まで突きすすみ、「本来の意味での生態学＝生物と環境の学」（同前、181-182頁）の論理を相対化するような野蛮さ、ディープさもみられない。

廣松では「人間と自然との相互媒介的過程を「生産」と謂うとき、それは、人間と自然という二つの実体の遇有的な一関係なのではなく、まさに当該両項を da-und-so-sein せしめる根源的な関係態なのである」（廣松『生態史観と唯物史観』、『廣松渉著作集』11巻、77頁）となる。むしろ「景観は、われわれの視線の下でわれわれに向き合う、人間労働の表現としての領域である」（リビエツツ、47頁）とするリビエツツとの親和性のほうが興味深いところだ。

韓国サンケン労組援の闘い中間報告 韓国サンケン労組を支援する会・韓国良心囚を支援する会全国会議 東風 徹

はじめに

『年誌』より、韓国民主労総全国金属労組慶南支部韓国サンケン支会（韓国サンケン労組）支援の闘いについて、書いてほしいとの依頼を受けたとき、これは私が書くよりも当『年誌』に幾度か掲載された尾澤孝司さんが書くのが本来の姿ではないかと幾度も思うことがあった。しかしながら、尾澤さんは本年5月10日の本社前行動の際、埼玉県警公安の手で不当に逮捕され、以来拘留が現在も続いている。尾澤さんとは、長年在日韓国人「政治犯」救援運動での仲間でもあり、韓国サンケン労組支援の闘いでは、共に闘う仲間でもあることから、この要請を受けることとした。

事の起こり

昨年7月9日サンケン電気（株）は、突然同社のホームページに取締役会決定として、韓国サンケン（株）の解散・清算を通告してきた。同日夜わたしたちは会議があり、終了度数名で居酒屋に入った。その折、スマホ

でニュースを見ていたものがあり、韓国サンケン（株）の解散・清算を知った。そこに居合わせた多くが、16、17年の韓国サンケン労組支援の闘いに積極的に参加をしていたメンバーであった。さっそく当時サンケン闘争に参加した各位との連絡を取り合って、労組支援の闘いを取り組む確認をおこなった。

再び韓国サンケン労組を支援する会を立ち上げるための準備会をひらいた。ここには前回の支援する会の共同代表をつとめた全労協からも代表が参加した。そこで問題となったのは、コロナ禍で当該韓国サンケン労組組合員が、前回同様に遠征団の訪日が不可能であるため、どのように対処すべきであるかという点であった。その会議の場でも、オンラインで韓国サンケン労組のメンバーと検討とともに、決意のほどを語ってもらった。この時には、韓国サンケン労組は、昌原市の韓国サンケン工場前にテントを設営し、泊まり込みの闘いを開始していた。

支援闘争の開始

支援闘争は、支援する会の準備会として8月20日にサンケン本社のある埼玉県新座市で出勤時社前闘争として開始された。オンラインで韓国サンケン労組のオ・ヘジン支会長、キム・ウニョン副支会長らの生のアピールがおこなわれた。ここまで1ヶ月以上の期間を要したのは、まず当該韓国サンケン労組組合員の遠征が不可能である中、いかなる支援体制が構築できるか。またそれをいかに維持し続けることができるかの問題を孕んでいることにつきた。取り分けても、通訳体制と情宣文および報告通信文の作成体制の構築が要となった。この点では、16、17年の遠征団闘争と違い、週一回の本社前行動ということで体制を構築するには困難には至らず、今日まで継続して闘いを勝ち取っている。この準備会に参加したのは、私を含めた日韓連帯運動の仲間たち、全労協参加労組の先進的な仲間たち、争団連・争議組合の仲間たちと前回の遠征団支援の闘いに参加した仲間たちが中心となって編成された。

また翌日の8月21日には、埼玉市民の会が前回参加したメンバーを中心として、再結成された。当初は、新座市のサンケン本社周辺に6千枚以上の情宣ビラのポスティングを敢行し、実情を訴えた。それとともに、最寄りの駅である志木駅南口にて情宣活動を開始した。しかし、しばらくたってからは、サンケン電気本社前での早朝サイレントデモに切り替え、隔週月曜日に継続的な行動を現在も続けている。

9月3日には支援する会の再結成集会在もたれ、150名が参加し支援体制の再構築が進んだ。そこでは毎週木曜日早朝出勤に、要請と抗議の行動を、当該の韓

国サンケン労組組合員のアピールをオンラインで訴えることを確認した。

闘いの広がり

サンケン電気本社側が、韓国サンケンの解散・清算の期日と設定した本年1月20日に向けて、全国8か所の支店、営業所に対する闘いを呼び掛けたところ、大阪、名古屋、広島、福岡での闘いが開始された。サンケン電気本社は、日本国内の合理化として、工場の統廃合や営業部門をG Sユアサに売却するという行動に出た。残ったのは、東京事務所、大阪支社、名古屋営業所のみとなり、全国闘争としては縮小せざるをえなかった。しかしながら大阪での闘いは、大阪市民の会が結成され、ユニオンネットの独自の闘いも相まって、常時20名から50名ほどの参加のもと十数回にわたり闘いが取り組まれている。この間十数か月の闘いの中、サンケン電気側は、韓国サンケン労組の仲間たちとわれわれ支援側が要求している話し合いには一切応ぜず、東京事務所において途中から前回の遠征団に対応したI氏だけが話を聞くという不誠実さは、一貫している。

サンケン電気側の意図と策動

では、サンケン電気側が今回の策動を、どのような意図で行ったのだろうか。昨年7月の取締役会決定が、唐突に出されたと考えるのは早計といえる。何故ならば、前回の遠征団による闘いの中で、韓国中労委が整理解雇を不当労働行為との裁定を下したことにより、サンケン電気側が株式総会を控え、慌てて韓国サンケン労組との間で労使合意書にサインをするという事態を招かざるをえなかったからである。このような事態をサンケン電気側は、屈辱ととらえていたようであり、残った組合員に対しては、工場設備も部品の納入もほとんど行わず、まともな生産再開とは言えない状態が続いていた。生産部品は、以前から本社より供給されていた。それが滞っているのは、まともな生産活動とは言えない。そしてサンケン電気側は、遠征団の訪日が極めて困難なコロナ禍を利用し、100%子会社の韓国サンケンを解散・清算に打って出たとのシナリオが透けて見える。その間サンケン電気側は、LG財閥の子会社LGチフンを買収し、半導体製造を続けている。その上で、韓国サンケンは累積赤字が膨らんでいるとの主張をおこない、上記の暴挙に出たのである。かつて韓国での日本進出企業の争議では、争議解決後には韓国から撤退するのが常であったが（韓国スミダやオムロンなども）、今回のサンケン電気側の対応は、明らかに偽装解散であることは明白といえる。さらに付け加えるならば、サンケン電気の韓国進出は、朴正熙軍事独裁政権時代の73年で、日本軍の中で育った

朴正熙を利用し、世界企業となったサンケン電気の体質は、民族差別に染まり切っているともいえる。

闘いの経緯

韓国サンケン労組の闘いや支援闘争の経緯を、細かく記載していたら誌面が足らなくなるので、主要な事象を記載することとする。支援する会は、サンケン電気本社前行動、最寄りの東武東上線志木駅南口側での情宣活動、池袋の東京事務所への抗議行動を一サイクルとして毎週木曜日に行い、すでに60回を数えている。その際にニュースを作成し、サンケン電気労働者、通行する市民に配布を続けている。当初は、韓国サンケンの解散・清算を予定している本年1月20日に向けた闘いの取り組みがおこなわれた。12月20日に、サンケン電気本社近くの公園で集会、デモが取り組まれ250名が参加した。2月には二つの重要なことがおきた。一つ日は、韓国サンケン労組副支会長のキム・ウニョンさんが、民主労総の副委員長選挙で当選をしたこと。110万民主労総も、これで本格的に韓国サンケン労組支援に突入することとなった。二つ日は、村上系のファンド・エフェッシモが、サンケン電気のTOBを発表したことである。20%の買い付け予定にたいし、最終的には10%に終わったが、これによりハゲタカファンドの介入による影響が懸念する事態を招く恐れが起こった。それでもエフェッシモは、筆頭株主となったが今のところこれといった動きは見せていない。今後の動向次第では、サンケン闘争の主要な要素ではないが注視していくことが必要であるだろう。ハゲタカファンドは、自分たちの利益のためなら労働者は当然として、企業そのものが崩壊しようが一向にかまわぬという新自由主義の姿勢に買われているからである。それ故に支援する会は、本社前行動でハゲタカファンド介入問題も取り上げた。その頃尾澤さんは、私財をはたいてサンケン電気株を購入した。株主総会で韓国サンケンの不当な実情を訴え、サンケン本社側の経営方針に迫るつもりでいたと思われる。

4月13日には、都内において韓国サンケン労組支援の集会がもたれた。オンラインでの参加者も含めて、200名が参加し、キム・ウニョンさんもオンラインでアピールをおこなった。ここでは、エフェッシモの問題も取り上げた。

そのようなおり5月上旬に、韓国慶南地域地方労働委員会から、裁定前に労使で話し合いをおこなえ、という勧告がでた。この勧告に対しサンケン本社側は、自分たちで韓国サンケンの解散・清算を決定しながら、韓国側に押し付け無言を決め込んだ。これに対し尾澤さんは、5月10日の埼玉市民の会の本社前行動で、地労委の勧

告を履行させるため、本社側の責任ある部署担当者との面会を強く訴え、構内に入ろうとの行動をおこなった。この時本社側の警備員は、通例よりも倍になる数を配備し、尾澤さんを暴力的に排除する行動に出た。しばらくその様な状況が続く中、サンケン本社側は埼玉県警に行動を要請したようで、制服・私服を含めて十数名がパトカー等で急襲し、尾澤さんを「暴行行為」で公安警察に逮捕拘束された。その場に居合わせた私にとっても、この事態は大変に悔しい思いにかられる。尾澤さんの行動を、当日参加した全員でできなかったのかと。

そして尾澤さん逮捕拘留は、韓国サンケン労組支援の闘いにおいても一つの大きな課題としてうかびあがった。支援闘争での団結は、一層深まり、そればかりではなく韓国でも当該労組ばかりではなく、与党・共に民主党の国会議員ユン・ミヒョンさん（元挺対協・正義連代表）らが、尾澤さんの即時釈放を求める要望書をさいたま地検に提出している。尾澤さんは、拘留から6ヶ月以上経っているが、いまだに釈放の目途がたっていない。しかしながら、尾澤さんの釈放を求める声は日増しに高まり、サンケン本社前行動ばかりではなく、尾澤さんの地元住民による支える会も結成され、韓国での救援の声と相まって、サンケン闘争の大きな柱になっている。今後裁判闘争が、もう一つの必要な課題となる。

これらの課題を掲げて、6月25日サンケン電気の株主総会が、本社において行われた。当日は金曜日にもかかわらず、支援する会、埼玉市民の会などに参加するメンバーをはじめ80名が参加し、韓国サンケンの不当廃業、組合員の解雇撤回、尾澤さんの即時釈放を掲げて、新たな闘いの起点とすべく闘いを貫かれた。当日は午後にも全労協東京総行動の一貫として、池袋のサンケン電気東京事務所への行動も組まれ、百名で闘われた。

株主総会で判明したのは、全世界での総売り上げ1567億余りのうち、約220億が韓国での売り上げであり、14%強にもなり、韓国スミダやオムロンなどは異なり、韓国からの撤退などサラサラないことがこのことで判明した。しかしながら地労委の裁定では、偽装解散の根拠を示せとのことで、却下されてしまった。中労委においても同様な裁定が下された。

8月21日には、韓国サンケン労組が文化祭を開催したのを受けて、韓国サンケン労組支援マダンを開催した。緊急の行動にもかかわらず、130名を超える参加者で、集会、デモがおこなわれた。

11月18日の東京事務所行動の際、オ・ヘジン支会長が、I氏に「韓国政府がサンケン電気に召喚を要請したら」、と問いただしたところ、そうなれ

ば韓国に行かねばならないだろうと答えた。これを受け11月24日韓国サンケン労組は、記者会見を開き「雇用労働部がサンケン電気本社の責任者を召喚すべき」と述べている。韓国政府が動くことにより、打開の道が開かれる可能性もあるといえる。

韓国民主労総の闘い

韓国サンケン労組の闘いは、民主労総の主力である金属労組の支会でもあるため、今秋の民主労総の闘いにおいても主要な位置を占めている。また副委員長をキム・ウニョンさんが担っているのも大きい。その民主労総は、10月20日に総組合員数110万の半数55万人が参加し、「不平等打破と平等社会への大転換のための第一歩10・20全面ストライキ」と名を売ってゼネストを敢行した。当初から不許可の出ていた集会、デモに対し、公然と全国で10万人が参加した。ソウルでは西大門交差点に、3万人が警察の妨害を撥ね退けて集会を敢行した。ここでの司会を、キム・ウニョンさんが力強く行ったことが伝わってきた。また11月13日には、民主労働運動の先駆者・チョン・テイルさんをたたえる労働者大会がおこなわれた。これも例年とは違い、集会、デモが禁止されたが、チョン・テイルさんの闘いの発祥の地、東大門に急ぎよ結集し2万の労働者民衆が集会、デモを行った。また民主労総は、サンケン電気の例も含めて、外国企業規制法制定を進めている。この様な韓国労働者民衆の力強い闘いに、わたしたちは驚愕と憧れを感じざるを得ない。

闘いの質と今後

韓国サンケン労組組合員15名は、サンケン本社側の提示する「慰労金」をきっぱりと拒絶し、現場復帰で闘い抜いている。この攻撃が、只々組合潰しを目的としているため、彼ら彼女らの思いを遂げるまで、わたしたちも闘いを続けていこうとの決意で団結ができる。前回の遠征闘争とは異なり、オンラインでしか触れ合うことができない現状からも、距離を少しだけ置いているためか、より国際連帯、日韓連帯を感じるのである。世界の労働運動の歴史からも、すぐに手を差し伸べるのが通例であったろう。海を隔てているわたしたちは、このことに充分には気付かず、儀礼的な関係だけに踏みとどまっていたのではないだろうか。真の国際連帯は、親兄弟のように接してやっとな実現するものと実感した。

韓国サンケン労組支援の闘いは、長くなっているが、まだまだ決着の見通しが見えない。韓国サンケン労組勝利、尾澤孝司さん無罪釈放まで共に頑張ろう！

前号に大杉菜『「反乱」と「革命」について少々(1)』は雑誌の『年誌』に執筆した論稿にまとめたので必要ないということでしたので掲載しませんでした。(編集部)